

風営法の改正内容

風営法第2条（平成28年6月23日最終施行）

改正後			風営法改正 による号ずれ	改正前		
項	号	用途		項	号	用途
風俗 営業	1	キャバレー、待合、料理店、カフェー等	←	1	1	キャバレー等
	2	低照度飲食店の喫茶店、バー等		2	2	待合、料理店、カフェー等
	3	ボックス式喫茶、バー等		3	3	ナイトクラブ等
	4	雀荘、パチンコ屋類		4	4	(ダンスホール H27年削除済)
	5	射幸性の高いゲームセンター		5	5	個室喫茶、個室バー
				6	6	ボックス式喫茶、バー等
				7	7	雀荘、パチンコ屋類
				8	8	射幸性の高いゲームセンター
2		風俗営業者		2		風俗営業者
3		接待		3		接待（歓楽的雰囲気醸し出す客のもてなし）
4		接待飲食等営業（1項1号～3号営業）		4		接待飲食等営業（1項1号～6号営業）
5		性風俗関連特殊営業（店舗型性風俗特殊営業…等）		5		性風俗関連特殊営業（店舗型性風俗特殊営業…等）
店 舗 型 性 風 俗 特 殊 営 業	1	ソープランド	←	6	1	ソープランド
	2	個室マッサージ		2	2	個室マッサージ
	3	ストリップ劇場等		3	3	ストリップ劇場等
	4	ラブホテル		4	4	ラブホテル
	5	アダルトショップ		5	5	アダルトショップ
	6	出会い系喫茶		6	6	出会い系喫茶
7	1	デリヘル、ホテヘル	←	7	1	デリヘル、ホテヘル
	2	アダルト商品通販		2	2	アダルト商品通販
8		アダルトサイト		8		アダルトサイト
9		テレホンクラブ（テレクラ）		9		テレホンクラブ（テレクラ）
10		無店舗型テレクラ（電話取次ぎ）		10		無店舗型テレクラ（電話取次ぎ）
11		特定遊興飲食店営業		11		コンパニオン派遣
12		特定遊興飲食店営業者				
13		コンパニオン派遣				